

# 国立大学法人福井大学における公益通報処理の流れ

役員

職員

派遣労働者  
(派遣契約)

請負契約に  
基づき本法人の業務に  
従事する者

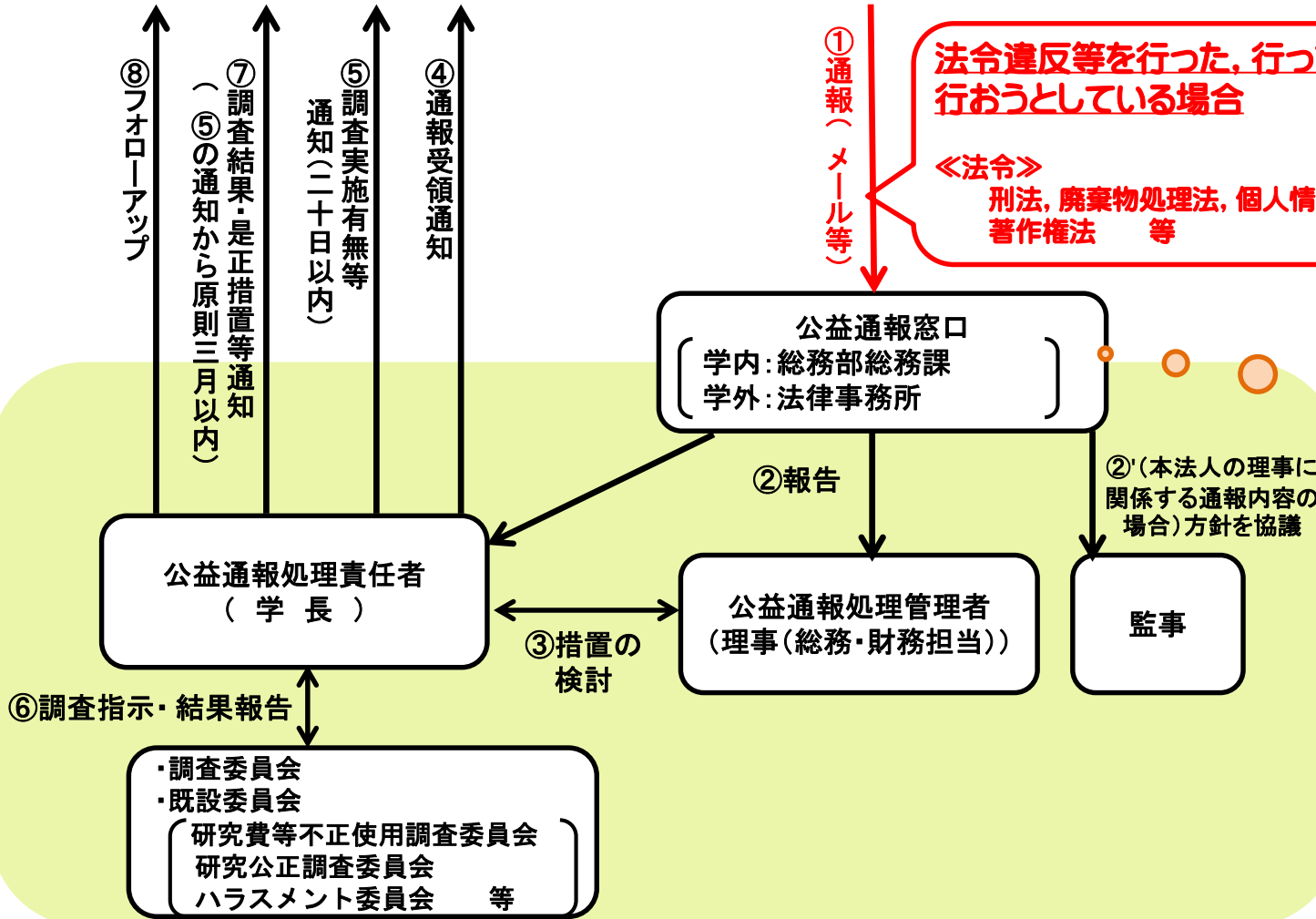
- ※ 通報の日から1年以内に職員等であった者を含みます(役員を除く)。
- ※ 学生からの通報等についても「公益通報処理の流れ」を準用します。

公益通報者保護法により、『解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止』が定められています。

**法令違反等を行った、行っている又は行おうとしている場合**

《法令》  
刑法、廃棄物処理法、個人情報保護法、著作権法等

公益通報窓口では、公益通報に関する相談にも対応いたします。



注) 本法人における公益通報処理の概要を示したものであり、詳細については「国立大学法人福井大学の公益通報者保護法に関する通報処理規程」をご確認ください。